

おまかせサポート提供に関する特定商取引法に基づく表示

おまかせサポートの提供に関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読み下さい。

おまかせサポートのサービス内容につきましては、おまかせサポートに関する重要事項説明書をご確認下さい。

●おまかせサポート提供事業者：

商 号：横浜ケーブルビジョン株式会社（略称「YCV」）

本 店：〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークウエストタワー10階

代 表 者：代表取締役社長 京 克樹

電話番号：0120-595-775

●おまかせサポート提供価格（月額基本料金）：

サービス名	提供価格
おまかせサポート	500円（税込550円）

※おまかせサポートのご利用料金は、加入月日割り、解約月満額を請求いたします。

●支払方法および支払時期：

おまかせサポートにお申し込みいただいた月の翌月から、別途ご加入いただいている当社が提供するNETサービスまたはTVサービス、電話サービス（以下「YCVサービス」といいます。）の料金のお支払い時に一括して、加入申込書で指定のお客様のお支払方法（金融機関の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段）にてお支払いいただきます。

●クーリング・オフについて：

1. 本書面の受領日から8日を経過する日までに当社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、おまかせサポート提供契約を解除することができます。ただし、YCV サービスの新規申込みと同時におまかせサポートのお申し込みをされた場合、別途当社が交付する「ご契約内容のご案内」（契約締結後書面）をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、当社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、おまかせサポート提供契約を解除することができます。2. 1にかかわらず、当社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途当社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが当社から受領した日から8日を経過する日までに当社に書面または電磁的記録でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。

3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたときに効力が生じます。

4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、

①既におまかせサポート提供がお客さまにおいて開始されている場合で、おまかせサポート提供の終了に要する費用がある場合、当該費用は当社が負担いたします。

②既におまかせサポート提供価格（月額基本料金）の全部または一部をお支払いいただいている場合、当社は速やかに、お支払いいただいた当該全額を返還いたします。

③お支払いいただくおまかせサポート提供価格（月額基本料金）は、直ちに支払いを停止できず、YCVサービスのご利用料金などと共に、一旦ご登録のクレジットカードもしくは口座振替でのご請求が発生することがあります。その場合、一旦お支払いいただいた当該金額は、お客さまのYCVサービスのご利用料金より差し引く方法により、返金させていただきます。当該月のみで全額を差し引けない場合は、残額を当該翌月以降の利用料より差し引かせていただきます。なお、直接お振込みの方法による返金のご希望がございましたら、別途お申し出ください。

④当社は、お客さまがおまかせサポートをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する当社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。おまかせサポートのご利用により、訪問サポートご利用料金の割引が行われていた場合も、割引分に相当する金額の支払いを請求することはありません。

●制限事項

おまかせサポートは、YCVサービスにご加入いただいている、または同時にYCVサービスにお申し込みをいただいたお客様にご提供いたします。YCVサービスのご利用には、月額基本料金、工事費などが必要です。解約には撤去費が必要です。

担当者名	
------	--

